

ジョイア千葉園 運営規程

(施設・事業の目的)

第1条 株式会社ヴィオレッタが設置するジョイア千葉園（以下「当園」という。）が事業所内保育事業A型として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(事業所の概要)

第2条 株式会社ヴィオレッタが設置するこの事業所内保育事業の概要は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ジョイア千葉園
- (2) 所在地 千葉市中央区蘇我4-6-21
- (3) 運 営 株式会社ヴィオレッタ
東京都中央区銀座6-10-1 GINZA SIX 7F 鴻池運輸(株)内

(事業所の目的及び運営の方針)

第3条 ジョイア千葉園（以下、「当事業所」という。）は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき保育を提供する。

- (1) 保育指標… 『こころ』と『からだ』を“すこやか”に
- (2) 保育目標… ・安心できる環境の中でのびのび遊び、生きる力を育む
・個性を尊重し、豊かな感性を育む

- 2 当事業所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号。以下、「認可基準」という。）及び千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例48号。以下、「運営基準」という。）、その他関係法令を遵守して運営する。
- 3 保育の提供にあたっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努める。
- 4 当園は、園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(提供するg)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成30年適用）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 管理者 1人

管理者は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 6人以上（常勤専従、非常勤）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 保育従事者 2人（常勤専従1人、非常勤 1人）

保育従事者は、管理者、保育士以外の者で、保育計画及び保育課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育補助を行う。

(3) 事務兼保育士 1人

(4) 調理員 1人（常勤専従 1人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び衛生管理、食育に関する活動を行う。

(5) 嘱託栄養士 1名

栄養士は、子どもの発達段階及びアレルギーに応じた離乳食、乳児食、幼児食に係る献立作成する。

(6) 嘱託医 1人

嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

(7) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。

（保育等を提供する日）

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

（保育等を提供する時間）

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前9時00分から午後5時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8時間）から開所時間の間に延長保

育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後9時00分までとする。

(利用料その他の費用等)

第8条 園児の保護者は、居住する市町村長が定める利用料を、当園へ支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、別紙に掲げる当園の保育において提供する便宜の要する費用については、園児の保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
定員	6人	6人	7人
(地域枠)	(5人)	(5人)	(6人)
(従業員)	(1人)	(1人)	(1人)

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。

3 園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 園児の保護者から当事業利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、千葉市及び子どもの保護者保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 子どもに対して次のかわりを「身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為」(児童福祉法第 33 条 10 項)として禁止する。

- ① 園児の育ちの段階、個性、気持ち、意見などに合わない内容での保育実践
- ② 園児の心身の状態を把握できないこと、把握しようとししないこと
- ③ 身体的な暴力行為やそれを疑われる行為(突き飛ばす、たたく、強く握る、引っ張る、外傷がなくとも痛みを伴う行為など)
- ④ 精神的な侵害(突き放す、見放す、知らん顔をする、締め出す、閉じ込める、見せしめにする、恥をかかせる、不適切な褒めや叱りなどで行動を喚起する、大声)
- ⑤ 性的な側面での侵害(適切な対人距離を教えない、着替えの方法を教えない、性的な言葉、他児との比較、おとなの慣習の強要、ジェンダーの強要など)

3 園児に被虐待が疑われる場合には、迅速な支援ネットワークにより改善に努める。

4 児童虐待予防のため、園児の保護者とのコミュニケーションを密にする。

(苦情対応)

第 14 条 当園は、園児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、園児の保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第 15 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 当園は、千葉市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、当園のアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故については、必要に応じて園児の保護者に周知するとともに、千葉市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第 16 条 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における

感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（保護者に対する支援）

第 17 条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。園児やその保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

第 18 条 当園は、市運営基準条例第 45 条に規定する保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育の質の向上を目指す。

2 保育士等の自己評価及び保育施設の自己評価について、年 1 回以上実施する。

3 第三者評価を受審した際は、その結果を公表する。

（秘密の保持）

第 19 条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

（記録の整備）

第 20 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）保育の実施に当たっての計画	5 年間保存
（２）提供した保育に係る提供記録	5 年間保存
（３）市町村への通知に係る記録	5 年間保存
（４）保護者等からの苦情の内容等の記録	5 年間保存
（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	5 年間保存

（その他運営についての重要事項）

第 21 条 その他運営についての重要事項の詳細については、「重要事項説明書」に記載する。

附則

この規程は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年 6 月 1 日 一部改訂

2021 年 4 月 1 日 一部改訂

2023 年 4 月 1 日 一部改訂

2024 年 4 月 1 日 一部改訂

別紙

利用者負担 (月額保育料)	園児が居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
	従業員枠で利用する子どもの場合		第 1 子 15,000 円 第 2 子 7,500 円 第 3 子 0 円
実費徴収	(連絡帳)	(1 冊)	300 円 1 冊目無料配布
その他	(延長保育に係る費用)	突発的な 延長保育 (1 回のみ)	1,500 円
		前/後 1 時間	(月額) 3,000 円
		前/後 2 時間	(月額) 6,000 円
		上記以降 1 時間当たりの追加料金	(月額) 3,000 円